

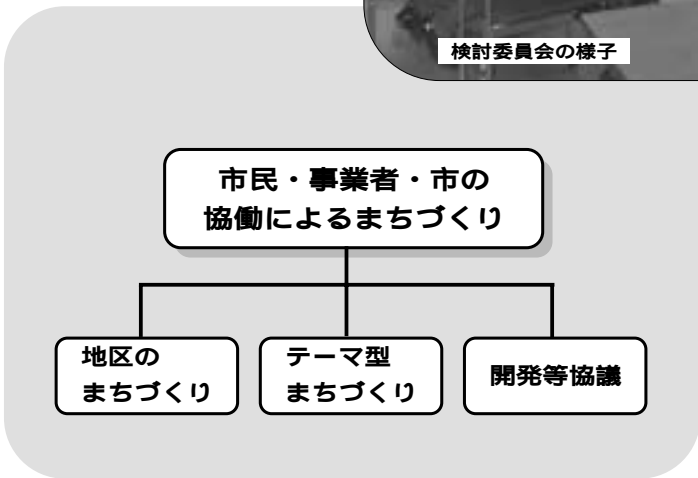
# （仮称）狛江市まちづくり条例を検討しています



検討委員会の様子

従来の都市計画法、建築基準法等に基づく手続きでは、計画づくり等に市民の皆さんの声を反映しにくいことや、個人（事業者）による建築や開発等における近隣住民との意見調整がとまらない等の事例が見受けられました。

市では、市民・事業者・市の三者の協働によるまちづくりを実現するため、地区のまちづくり計画等への市民参加や開発協議に関する手続きを明確にする（仮称）狛江市まちづくり条例の制定を検討しています。



まちづくりについて「地区まちづくり協議会」を組織し、地区内のまちづくりのルールとなる「地区まちづくり計画案」を策定し、市に提出すること、その活動を市が支援すること。

狛江市都市計画マスタープランに関わるまちづくりについてのさまざまなテーマについて、市民が調査・検討し市に提案すること、それを市が支援すること。

市内で中規模以上の開発・建築等を行う際の手続きと、紛争が起こった時の調整の手続きを明確にすること。

協働によるまちづくりを推進するため、紛争調整機能を兼ねた（仮称）狛江市まちづくり審議会を設置すること。

用途地域等の見直しについて「方針（素案）」を作成しました。市ホームページや市庁舎等で配布していますので、意見をお寄せください。

◆（仮称）狛江市まちづくり条例を考える市民の集い

（仮称）狛江市まちづくり条例検討委員会では、この条例に市民の皆さんからの意見をより反映させるため、中間発表等を次のとおり開催します。狛江のまちをよりよくしていくために、お気軽に参加ください。

〔日時〕11月23日（祝）午後2時から  
 〔場所〕狛江市役所小田急線高架下分室103、104会議室

第一部 講演

第二部（仮称）狛江市まちづくり条例に盛り込むべき内容骨子について  
 第三部 会場からの質問表に基づく公開討論

検討委員会では、中間発表会以外でも常時市民の皆さんからの意見をお待ちしています。また、検討委員会の会議は公開されており、議事録、資料等も市役所窓口や市ホームページで閲覧できます。

「問い合わせ」計画課（検討委員会事務局）

これまでの経緯

市民参加を得て、平成13年2月に市が策定した「狛江市都市計画マスタープラン」では、協働によるまちづくりを実現するための制度として、まちづくり条例の制定が提案されています。

市は、これを受けて、平成13年度に市民の自由参加によるワークショップと市役所庁内のワーキンググループを立ち上げ、条例の内容についてそれぞれ並行して検討を行いました。

その結果を踏まえ、平成14年6月に市民・学識経験者等からなる検討委員会を立ち上げ、条例に盛り込むべき内容について現在検討を行っています。

（仮称）狛江市まちづくり条例の主な内容

（仮称）狛江市まちづくり条例とは、市民・事業者・市の三者の協働による総合的かつ計画的なまちづくりを実現するため、都市計画・建築等に関する手続きを定めるものです。

□地区のまちづくり

市民自らが、自分たちの住む地区の



# 狛江市の市民参加と 市民協働の推進に関する基本条例

## パブリックコメント～皆さんの意見をお寄せください～

市では、狛江市市民参加基本条例策定委員会を今年 6 月に設置し、9 人の市民公募委員を含む 15 人の委員の皆さんで、このほど「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（案）」がまとめられ、委員会より中間報告を受けました。委員会では、市民参加を推進するため、講演会と市民フォーラムを実施し、市民参加基本条例が何を指すものかを理解していただけるよ

う努め、骨子案を発表したうえで、多くの市民の皆さんからの意見をいただきました。今回のパブリックコメント（政策等の策定途中で市民の皆さんからの意見を受ける方法）で市民の皆さんからいただいた意見を検討し、年度内に答申を行う予定となっています。この「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（案）」を読んで意見・情

報等がありましたら、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、市民協働課へ書面、郵便、FAX、電子メールで提出してください。なお、書式は自由で、市内在住・在勤・在学者であれば、どなたでも応募できます。〔FAX〕3430－6870 〔E-mail〕kyodoukkr@city.komae.tokyo.jp 〔締め切り〕12 月 5 日（木） 〔問い合わせ〕市民協働課

### 狛江市の市民参加と 市民協働の推進に關 する基本条例（案）

狛江のまちづくりに「新しい風」を、そのような思いをこめて私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちづくりの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して行政活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行うさまざまな団体が行政組織と手を携えてまちづくりに取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変わっていくことです。

狛江市においても、すでにそのためのさまざまな試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを願っています。

**第 1 章 総則**  
**（目的）**  
第 1 条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

**（定義）**  
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。

（2）市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。

（3）行政活動 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条に規定するところにより事務を処理するために行う活動

（4）市の実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

（5）市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの

（6）団体 一定の規約を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人、又は法人格を有しないがそれらに準ずる営利を目的としない団体

**（市の責務）**  
第 3 条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。  
2 市は、市民参加及び市民協働

の推進のため、市民が参加するためのさまざまな機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

**（市民参加の権利）**  
第 4 条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

2 満 20 歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

### 第 2 章 市民参加の手続き

#### 第 1 節 通則

**（市民参加の対象）**

第 5 条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

（1）市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更  
（2）市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
（3）広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃  
（4）市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第 74 条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。

### （市民参加の方法）

第 6 条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失うことがないよう適切な方法を選択しなければならない。

**（意見などの取扱い）**

第 7 条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の実施機関は、公表したものに對する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号）第 9 条に定める非公開情報は公表しないことができる。

（1）提出された意見、情報の内容  
（2）提出された意見、情報の検討経過及び検討結果  
（公表の方法等）

第 8 条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によるものとする。

（1）担当窓口での供覧又は配布  
（2）市の広報紙への掲載  
（3）市の公式ホームページへの掲載  
（4）その他、効果的に周知できる方法

### 第 2 節 審議会等

#### （審議会等の委員）

第 9 条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢

構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

**（会議の公開）**

第 10 条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

**（諮問事案等の公表）**

第 11 条 市の実施機関は、審議会等とその意見の報告を求める場合は、その都度、諮問事項、会議の予定を公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。（会議録の作成と公表）

第 12 条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

### 第 3 節 パブリックコメント

#### （パブリックコメント）

第 13 条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの手続きをとるものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（意見の提出方法等）</p> <p>第14条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。</p> <p>（1）実施機関が指定する場所への書面による提出</p> <p>（2）郵便による送付</p> <p>（3）ファクシミリによる送信</p> <p>（4）電子メールによる送信</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法</p> <p>2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に2週間以上の期間を設けなければならない。</p> <p>3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。</p> <p>（公表事項）</p> <p>第15条 市の実施機関は、パブリックコメントの手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>（1）対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的</p> <p>（2）対象とする事案の内容及び関連資料</p> <p>（3）意見の提出先、提出方法及び提出期限</p> <p>（4）意見を提出することができる者の範囲</p> <p>（5）その他必要な事項</p> <p>第4節 公聴会</p> <p>（公聴会の手続き）</p> <p>第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。</p> <p>（公聴会開催の公表）</p> <p>第17条 市の実施機関は、公聴会 </p> | <p>を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。</p> <p>（1）公聴会の開催日時及び開催場所</p> <p>（2）対象とする事案の内容</p> <p>（3）対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項</p> <p>（4）公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限</p> <p>（5）第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期</p> <p>（6）その他必要な事項</p> <p>2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。</p> <p>（公聴会の運営）</p> <p>第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。</p> <p>2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。</p> <p>（報告書の作成等）</p> <p>第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。</p> <p>（1）対象とする事案の内容</p> <p>（2）公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数</p> <p>（3）公述人の氏名及び発言の内容</p> <p>（4）質疑の内容</p> <p>（5）公聴会で配布された資料等の内容</p> <p>（6）その他必要な事項</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項 </p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 その他の市民参加の手続き</p> <p>（その他の市民参加の手続き）</p> <p>第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。</p> <p>（その他の市民参加の手続きの実施の公表）</p> <p>第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>（1）対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的</p> <p>（2）市民参加の手続きに関する内容</p> <p>（3）開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所</p> <p>（4）対象とする事案の関連資料</p> <p>（5）市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加できる者の範囲</p> <p>（6）その他必要な事項</p> <p>（準用）</p> <p>第22条 市の実施機関が、原案作成前の市民参加の対象とする行政活動について、書面等による広く意見を募集する方法により市民参加の手続きを行うときは、パブリックコメントの規定を準用する。</p> <p>第3章 市民投票</p> <p>（市民投票の実施）</p> <p>第23条 市長は、市にかかわる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるとき </p>                                          | <p>は、市民投票を実施することができ、</p> <p>2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱い、その他の市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>第4章 市民協働</p> <p>第1節 市民公益活動団体への支援</p> <p>（財政的支援）</p> <p>第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。</p> <p>（活動場所提供）</p> <p>第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。</p> <p>（情報環境の整備）</p> <p>第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2節 行政活動への参入の機会の提供</p> <p>（参入の機会の提供）</p> <p>第27条 市は市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができ、きる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。</p> <p>（登録制）</p> <p>第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。</p> <p>2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。</p> <p>（1）次に掲げる内容が明記された規約又は会則</p> <p>イ 設置目的</p> <p>ロ 団体の名称</p> <p>ハ 市民公益活動の内容</p> <p>ニ 事業所又は活動拠点の所在地</p> <p>ホ 役員及び会員に関する事項へ会計に関する事項</p> <p>ト その他団体の運営に関する事項</p> <p>（2）役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿</p> <p>（3）会員の人数</p> <p>3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合すると認めたときは、当該団体を登録するものとする。</p> <p>4 前項の規定により登録をされた団体は、第1項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 市長は、第2項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>（1）市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。</p> <p>（2）偽りその他の不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>（3）第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなつたとき。</p> <p>（書類等の公開）</p> <p>第29条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があった書類又はその写し（以下「書類等」という。）を公開する </p> |
| <p>ものとする。ただし、書類等を公開することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じ、るおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。</p> <p>第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等</p> <p>（審議会の設置）</p> <p>第30条 この条例による市民参加と市民協働の推進を有効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じ、次の事項について、調査及び審議する。</p> <p>（1）市民参加と市民協働に関する指針の検討</p> <p>（2）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価</p> <p>（3）市民参加と市民協働の推進の検討と改善</p> <p>（4）この条例の改正又は廃止に関する事項</p> <p>3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べるすることができる。</p> <p>（組織等）</p> <p>第31条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>（1）学識経験者</p> <p>（2）市長が適当と認めた者</p> <p>（3）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて公募に応じた者</p> <p>2 委員の任期は、3年とする。 </p>                                      | <p>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができる。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第32条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第33条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第34条 審議会の庶務は、企画財政部市民協働課が担当する。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第35条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 行政けいじばん

### 市税の納付および相談窓口

#### 日曜窓口

〔日時〕 11月24日(日)午前8時30分から午後5時まで

#### 夜間窓口

〔日時〕 11月28日(木)の午後5時から8時まで

#### 〔場所〕市役所2階収納課

なお、平成14年度国民健康保険税(第5期分)、介護保険料(第5期分)は、12月2日(月)までに納めてください。

#### 〔問い合わせ〕収納課

### ●国民年金の手続きはお済みですか

■次の場合の届け出は市役所へ20歳になったとき 職場の年金(厚生年金保険や共済組合)に加入していない人は、国民年金に加入します 住所や氏名が変わったとき 住所や氏名を変更する手続きをしてください

(市民課へ異動届出済の場合は不要です) 会社などを退職したとき 職場の年金に加入していた人が60歳前に退職したときは、種別変更の手続きをしてください 保険料の納付が困難なとき 収入が少なく保険料の納付が困難なときは、保険料の免除(全額・半額)申請の手続きをしてください。なお、学生の方は、保険料の学生納付特例の申請手続きをしてください。

■会社員などの妻(夫)は届け出が一部変更となりました。扶養配偶者になったとき 結婚したり、収入が減ったりして配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったときは、配偶者の勤務する事業所の事業主を経由して、社会保険事務所に第3号被保険者への種別変更の手続きをしてください 被扶養配偶者でなくなったとき 離婚したり、収入が増えたり、配偶者が会社を退職したりして第3号被保険者でなくなったときは、市役所に第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください 配偶者が65歳になったとき 配偶者は第2号被保険者でなくなり、60歳未満の被扶養配偶者は市役所に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください

### ●公道に準じた私道は申請により非課税に

私道(私有地)のうちその利用形態が公共の用に使用されていると認められるものについては、公道に準じた道路として固定資産税・都市計画税を非課税としています。

この取り扱いを受けようとする方は、「私道非課税申請書」に地積が明確となる、私道分の地積図を添付して、12月20日(金)までに申請してください。現況を確認のうえ、平成15年度分から固定資産税・都市計画税を非課税とします。

#### 〔対象となる私道〕

公道から公道に接続している私道 2戸以上の住宅が利用している袋小路などの私道

既に非課税の取り扱いを受けている私道は申請不要です。

#### 〔問い合わせ〕課税課

65歳以上70歳未満の配偶者で老齢基礎年金などの受給権がない場合、配偶者が受給権を得るか70歳になるまで、手続きは必要ありません。

#### 〔問い合わせ〕保険年金課

### ●新増築家屋調査に協力を

新増築家屋調査のため、固定資産評価補助員(市職員)が伺います。その際、家屋内部の調査を行いますので協力をお願いします。

また、建築図面等の準備もお願いいたします。平成14年中に取り壊した家屋は、平成15年度の固定資産税・都市計画税は課税されません。登記・未登記にかかわらず連絡ください。

#### 〔問い合わせ〕課税課

「合い会」でさまざまな検討がされ、平成6年には中間報告をまとめた。その後多摩川に関連した大規模な工事が続いていたこともあり、平成7年以降話し合いを中断していましたが、多摩水道橋等の工事終了に伴い平成14年7月に新メンバーを公募し「狛江らしい武蔵野の路話し合い会」として活動を再開しました。

会では高齢者や障害者も含め、誰もが安心して土手を利用できるように、多くの意見を出し合い、土手歩きなども交えながら検討し、来年3月までに会の方針をまとめる予定です。どなたでも傍聴いただけますので、ぜひ参加ください。

#### 〔問い合わせ〕計画課

成人式企画実行委員会では、来年行われる成人式のアトラクションの企画案を募集するため、掲示板を作成しました。新成人以外の方もぜひ書き込んでください。

#### 〔アドレス〕

http://komae.k1.xrea.com/

#### 〔問い合わせ〕社会教育課

体験発表「養育家庭を知っていますか」

東京都では、さまざまな理由から、親と離れて生活する子どもたちを、一定期間親に代わって育ててくださる家庭を養育家庭と呼んでいます。より多くの方に養育家庭を知っていただくため、体験発表会を開催します。

#### 〔日時〕

11月25日(月)午後1時30分から

#### 〔会場〕

世田谷区砧区民会館(定員)50人(申込順)(参加費)無料

#### 〔申し込み・問い合わせ〕

東京都家庭支援センター(5272)3185へ。

#### 審議会等の公開

【狛江市環境保全審議会】  
〔日時〕 11月19日(火)午後2時から  
〔会場〕 狛江市役所小田急線高架下分室103・104会議室  
〔問い合わせ〕 環境改善課

#### 選挙管理委員会

【日時】 11月21日(木)・12月2日(月)両日共に午前10時から  
〔会場〕 選挙管理委員会事務局  
傍聴は先着3人まで  
〔問い合わせ〕 選挙管理委員会事務局

#### 【第156回東京都都市計画審議会】

〔日時〕 12月19日(木)午後1時から  
〔会場〕 都庁会議室  
事前抽選で15人まで傍聴可。住所・氏名・電話番号を記載した往復はがきで申し込み。12月9日(月)必着。

#### 〔申し込み・問い合わせ〕

〒163-8001東京都都市計画局都市計画課(5388)3225または都庁ホームページ(http://www.metro.tokyo.jp)へ。

### 「第11回男女平等推進フォーラム」開催に伴うパネルの募集

平成15年2月1日(土)に「男女平等推進フォーラム」を開催します。汐見稔幸さん(東京大学教授)を迎え、これからの家族、家庭内における平等・同権とはをテーマに講演会を開催します。講演会の後、パネルディスカッションを行うに当たり、パネルとなっていただける方を広く募集します。

「家族・家庭」「男女平等」についての考え、意見のある方、ぜひお気軽に参加ください。〔締め切り〕 11月29日(金) 〔申し込み・問い合わせ〕 企画調整課へ。

#### 小規模焼却炉実態調査実施

東京都では、環境確保条例により小規模焼却炉の使用を禁止しました。そこでこの度、無作為抽出した地域に都委託の調査員が巡回して実態調査を実施します。焼却炉のある所では簡単なアンケートと聴き取りを行います。

#### 環境を考える

花と緑は私のソールメイト 住居在 目下 杉本 若杉 和泉 さん

#### 市民の声 81

野川、多摩川などのある狛江は自然が多く、恵まれた環境にあるところだと思います。サイクリングロードを自転車で行くと、緑の中に季節の花々が咲き四季の移り変わりを肌で感じる事ができます。太陽光が行き渡らないところにも、ひっそりと咲いている花々をみつけると、とてもいとおしく嬉しくなります。私はマンションに住んでいますが、ベランダでしか草花を育



住居在 目下 杉本 若杉 和泉 さん

てられません。それでも土をリサイクルしながら環境に合った草花を、ソールメイトとして四季折々育て癒されています。都心で土地を有効的に使うためにはやむを得ないことなのでしょうが、狛江市もここ4、5年位前からマンションラッシュになってきました。

最近、温暖化を防止するため、また汚れた空気を浄化するため、マンションの屋上にも緑を植えると良いと言われています。たやすいことではないでしょうが、どこのマンションもが緑化され、鳥や蝶の舞うような地球にやさしい環境になっていくことを祈っています。

## 第3回市民討論「ごみ有料化は是か否かそれとも」

賛成・有料化は是

西和泉 船津さん

何事も無料（市）に頼ってはいけない。料金を出せば、それなりに「ごみ」の出し方、節減に頭や気を使う（節約）それが資源の活用にもつながる筈だ。ただ（無料）より高いものはない。節約には相互の協力、努力が必要だと思う。

ごみ処理費の有料化の是非について

駒井町 梅村さん

「分別の効果が上がらない。次策は、有料化」という短絡的解決策の提示は、行政的思考の典型かと感じ入ってしまう。

その理由は①廃プラやペットボトルの分別は急速に効果を上げていけるにも係わらず、分別収集の問題点の掘り下げが無い②他の減量化案が検討された形跡がない③他市との横並び意識が如実④分別収集の効果が上がらない原因を出す市民だけに求めるのも問題、等々。

そもそも「ごみ半減」を目標に設定した時に、当然ながら論じられたはずの方法論は何処にいったのか？道路公園の需要予測と同様の計画設定と言えないか。市民の協力と共感を得た、体系に立つたりサイクル計画こそが真のごみ減量を可能にする最善の方策。金を取られればごみを出さなくなる、だから有料化は有効」との明確な因果はない。担当部局は、この提案が出された経緯の説明責任がある。日本でも下から数番目に人口の

少ない市が、なぜ議員数も市役所職員数も他市並で、報酬も他市並で、行政コストをどんどん

市民に転嫁するのか？条例まで作って自転車締め出したのと同じ手法を、次はごみでやると言っている。知恵を出し、意見を聞き、多くの市民と議論を尽くし、更に理解を得て、初めて必要なステップを踏んだと評価できる。PI方式で行政が重要な決定をすることを憚るような事がなければ、この方法を採用すべき。収集を指示する行政とそれを請負う業者との関係にも問題があることを最後に提議したい。

ごみ問題の本当の解決とは

中和泉 飯塚さん

ごみ半減推進審議会の答申は、ごみの減量には、発生の抑制、排出の抑制、廃棄の抑制、廃棄物の処理という四つの措置が一体となった対処方法をとらねばならないと指摘している。そして審議会は、排出の抑制と廃棄の抑制とを市民が取り組むべき課題として提起し、排出の抑制を進める手法として有料化を、廃棄の抑制を進めるため

になお一層の分別排出を求めている。

ごみ半減新聞の資料によれば、可燃ごみ・不燃ごみが毎年減少する一方で資源ごみ量は逆に増加していて、ごみの総発生量はほぼ一定で推移している。ここで、ごみの処理費（単位重量あたり）に着目してみると、可燃ごみに対して、不燃ごみは

## 事業資金融資あつ旋

小口事業資金

市内の小規模企業者に対し、経営に必要な事業資金を融資あつ旋しています。

（融資あつ旋額）運転資金400万円以内・設備資金500万円以内（いずれか一口）

（償還期間）6カ月間の据置期間を含めて、運転資金4年以内・設備資金6年以内

（融資利率）2・0％（本人負担1・5％）

（対象要件）①従業員数（常時使用）が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業者②個人または法人の代表者が市内に居住し、住民登録をしていること③都内で1年以上同一事業を営んでいること。ただし、法人は市内に主たる事業所を有していること④市税が課税され、すでに納期の経過した市税を完納していること（法人の代表者を含む）

景気対策事業特別支援資金 市内の小規模企業者に対し、長期かつ低利の資金の融資あつ

旋をしています。

（融資あつ旋額）700万円以内

（資金使途）運転資金のみ（償還期間）1年間の据置期間を含めて7年以内

（融資利率）2・0％（本人負担1・0％ 据置期間中は本人負担なし）

（対象要件）①④は、小口事業資金と同様⑤申込時直近3カ月間または申込時直近1年間の生産額または売上高が、前年同期もしくは前々年同期と比較して減少していること

それぞれの融資あつ旋決定後、信用保証料の補助も行っています。

（問い合わせ）産業生活課



## 不況対策小規模等経営改善資金利子補給補助

国民生活金融公庫から受けた小企業等経営改善資金融資の融資利子に対し、市で利子補給補助を行っています。

（対象要件）①最近1年以上江

江市内で事業を営み、6カ月以前から江江市商工会の経営指導を受け、経営改善を目指していること②従業員が5人以下の商業・サービス業、20人以下の製

（問い合わせ）清掃課



- その 106 -

昭和29年度修学旅行記念アルバムから

早期東京駅発の急行列車で名古屋へ。一般客も混乗、まだ専用列車がない時代である。

名古屋で乗り換え、伊勢平野を通り抜け一路宇治山田へ。外宮・内宮・二見浦へは路面電車の旅を楽しむ。まだ自動車時代に入っていないかった。

翌朝は曇り空。近鉄で奈良へ、途中から雨模様。猿沢の地・東大寺・春日大社のどの写真にも

コートが目立つが、中に番傘をもった生徒が数人、旅館が案内人に借りたものであるうか。戦後9年目、古き時代の名残が感じられる。

夜は京都、高瀬川畔の吉岡屋旅館に宿泊。薄紅色のボンボリを川面に映す純日本的な旅館だった。

3日目は晴天に恵まれ、どの顔も晴れやかで、明るい日差しに人影が尾を引く。嵐山から西本願寺・清水寺・銀閣寺・三井寺・石山寺のコースは今も変わわりなし。この日だけは観光バスを使った。

さて生徒の服装はというと、まだ標準服は定まっていなかったが、男子はほぼ全員詰襟の学

（狛江市文化財専門委員）

井上 孝

修学旅行が始まった。

### 修学旅行日程

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 第1日 | 東京発      | 7:00  |
|     | 名古屋着     | 13:36 |
|     | 名古屋発     | 14:25 |
|     | 宇治山田着    | 16:00 |
|     | 旅館着      | 16:40 |
|     | （二見浦見学）  |       |
| 第2日 | 旅館発      | 7:00  |
|     | 二見発      | 7:30  |
|     | 内宮着      | 8:00  |
|     | 外宮着      | 9:30  |
|     | 宇治山田発    | 10:00 |
|     | 奈良着      | 13:40 |
|     | （奈良市内見学） |       |
|     | 奈良発      | 17:00 |
|     | 京都着      | 18:00 |
|     | （京都宿泊）   |       |
| 第3日 | 旅館発      | 8:00  |
|     | （京都市内見学） |       |
|     | 京都着      | 17:00 |
|     | 京都発      | 19:18 |
| 第4日 | 東京着      | 5:53  |
|     | 狛江着      | 7:50  |

特

集

- 新学習指導要領による新しい教育がはじまりました -

## 和泉小学校

本校は、狛江第四小学校と狛江第八小学校が統合して 2 年目を迎えます。

平成 13 年度は旧狛江第四小の校舎で学び、改修および増築工事が行われた旧狛江第八小で、本年 4 月から学校生活を新たにスタートしました。

統合した二校の伝統と校風を踏まえながら、狛江市で初めての統合校として新たな伝統と校風を作っていきたいと考えています。

毎日子どもたちが楽しく学校に通い、基礎基本を大切に、しかも和泉小学校の特色を生かして、心身共に健康な児童の育成を図る教育活動を進めています。

〔問い合わせ〕指導室



### 教育課程の編成

すべての児童が毎日楽しく通い、共に相手の気持ちを理解し、協力し合いながら学ぶ学校を本校は目指しています。

本年度から新学習指導要領による新しい教育が始まりました。そこで、子どもたちにしっかりと基礎基本となる学力を身につけたいと考えています。

### 授業時間の確保を重視した時間割

本校ではモジュール学習をしないで、火・木曜日が 6 時間で、水曜日が 5 時間（4 時間にする時は金曜日が 6 時間となる）としています。1 単位時間 45 分の授業で、授業時数を確保し、その中で基礎学力の定着を図っています。

また、総合的な学習の時間が週 3 時間となり、各教科の指導時間数も変わりました。今までのように年間同じ時間割で学習するのではなく、総時間数を考え、しかも学校行事に取り組む時間などを考慮し、年間を 4 期に分けて時間割を作成して学習しています。

### 特色ある教育活動

地域の環境・施設を生かす本校では、多摩川に近い利点を考え、自然との関わりや近くにある施設を利用しながらいろいろな方との交流を通じて、体験的な学習を行っています。

### ミ二田んぼでクロメダカを育てる活動

本校では、ミ二田んぼでクロメダカを育てる活動を行っています。絶滅のおそれがあるメダカの保護活動の手助けができればと思います。

学校では、発泡スチロール製の箱と田んぼの土・米のとぎ汁を用意し、「メダカのがっこう」から稲の古株・ワラ・稲の苗を届けてもらい、170 匹のクロメダカをミ二田んぼに分けて育てています。古い株から藻が自然発生し、ミジンコが生まれメダカのエサになっています。ミ二田んぼにはアメンボ・トンボや鳥たちが集まり、生き物が豊に暮らすビオトープになっています。

昔だったら、田んぼのメダカはどこでも見られたのに、今は田んぼもなく、見られなくなりました。クロメダカを育てることをとおして自然環境を考えさせたいと思っています。



ミ二田んぼでクロメダカを育てる

### あいとびあセンターでの活動

本校近くにあいとびあセンターがあり、特に、子どもたちと社会福祉協議会との関わりが多くなっています。

施設を見学し、デイケアサ-

ビスの様子や車椅子・アイマスク等を借りてきて、実際に体験することによって障害について考えることもしています。

### 狛江水辺の楽校での活動

水辺の楽校は緑豊かな自然が残る希少な水辺空間となっています。ここを子どもたちと自然とのふれあいの場として活用しています。数多くの野鳥や昆虫そして何種類もの植物を観察することができ、今まで知らなかった珍しい名前も知ることができました。

また、漁業組合の人たちに子どもたちが指導してもらい、はやのつきつば、体験等しながら地域の方々との交流をしています。

### むいから民家園での活動

むいから民家園を建設する過程で、本校の子どもたちは「土こね」の作業を手伝いました。わらを混ぜた土は臭いがしましたが、どろどろの土を長靴を履いてよくこねました。その、こねた土が民家園の壁になっています。そして、民家園の開園式にも参加してでき上がった喜びを子どもたちは実感しました。



むいから民家園での活動

18 世紀末に建てられ、移転復元工事をした民家園での学習で、昔の人たちが大変な知恵と努力で家をつ造ったこともわかり、これから 100 年以上もつとと言われる民家園を大切にしようとする心も育てたいと思っています。

児童の交流活動と施設を利用した教育

学級の枠をはずした活動とおしながら、子どもたちの相互に助け合う心を育てること。

また、本年 4 月に改修増築した施設を生かした教育も行っています。

### 縦割りのいずみ班活動

### いずみ班清掃

異年齢の集団活動を通じて、1 年生から 6 年生を縦割りにして清掃活動をしています。月・火・金曜日に 28 班に分かれた子どもたちが、班長を中心に行います。この活動をおして、高学年の子どもたちが低学年の子どもを指導することで責任感を自覚させ、低学年の子どもたちは自分の役割を果たすことと高学年への信頼感を高めるようにしていきます。

### いずみ班給食

年間 2 回、いずみ班で給食を食べる交流活動をしています。会食やクイズなどで楽しく活動し、給食の準備や片づけもみんなで協力しながらしています。また、新しく建設された校舎の 1 階にある素敵なランチルームを使って、学年ごとに一緒に交流給食をする取り組みもしています。子どもたちが楽しみにしている給食で偏食がなく、し

かも他国の食文化を味わう工夫もしています。



素敵なランチルーム

### 地域・保護者の協力と連携

旧狛江第四小学校からの保護者の活動「読書の会」があります。昭和 56 年から始まって今年で 21 年目を迎えます。

活動は、第 2・4 火曜日の 20 分休み、第 3 水曜日の午後 1 時間程度、そして夏休み中の活動をしています。保護者の方が、図書室で子どもたちに「読み聞かせ」をペープサートなどの工夫をしながら行っています。活字離れが言われる時代だからこそ今後も継続していく活動です。

### 学校公開と道徳授業公開講座

今年度、授業の様子・学校生活などについて、(保護者や地域の方々に)見ていただく学校公開を行っています。道徳授業地区公開講座は、10 月 29 日の午前中に学校公開、午後道徳授業を行い、その後協議会を開催し、道徳授業がどのように行われ、心をどのように育てた実践するか等についての感想や意見交換を行いました。

# 健康と衛生

## 健康診査

Health

### ■3・4カ月児健康診査

〔日時〕12月11日(水)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター〔対象〕平成14年8月生まれの乳児(持ち物)母子健康手帳・問診票・保険証 対象者には個別に問診票が送付されます。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

### ■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕12月2日(月)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター〔対象〕平成13年5月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ 対象者には個別に問診票が送付されます。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

## セミナー

Health

### ■プレバパ学級(父親学級)

〔日時〕12月14日(土)午後1時10分～4時 受付時間は午後1時～1時10分(対象)妊娠16週～36週未満の妊婦さんとそのパ

## 健康相談

Health

### ■育児相談

〔日時〕11月20日(水)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター〔内容〕沐浴実習、妊婦体験、育児の話など(持ち物)母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装でおいでください。

〔申し込み・問い合わせ〕11月18日(月)から健康課(3488)1181へ。

## お知らせ

Health

### ■在宅ねたきり訪問歯科診療

〔対象〕市内に住所を有し、在宅でねたきりの状態で、歯科医院への通院が困難な65歳以上の方。ただし、歯科医師が事前に訪問し、診療できるか予診を行います。その結果本人の健康状態や、歯の状態によっては訪問診療できない場合があります。

〔費用〕治療に要する費用は本人負担

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■猫の飼い主の皆さんへ愛情と責任を持ち、人に迷惑をかける飼育を、

〔室内飼育のすすめ〕失踪・ふん尿被害・事故の防止。感染症予防(トイレのしつけ)。排泄は家で済ませるようしつけましょう。健康状態のチェックもできます(身元の表示)迷子札や首輪をつけ、連絡先を書きましよう。飼い主が猫の消息を把握するためにも重要です(不妊去勢手術)手術後は発情しなくな

り、メスは子どもを産みません。オスは尿による匂いつけをやめ、ケンカをしなくなります。不幸な命を生み出さないために手術をしましょう。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■東京都エイズ予防月間(11月16日～12月15日)エイズ街頭キャンペーン

〔日時〕12月7日(土)午後2時～5時(会場)JR中央線・吉祥寺駅北側ロータリー前

〔問い合わせ〕狛江調布保健所(0424)(84)2123

**休日診療**

〔会場〕あいとびあセンター

〔診療日〕17日・23日・24日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

○休日応急診療所

○休(3488)9121

○休日歯科応急診療所

○休(3488)9171

○休日診療薬局

○休(3488)1519

24時間医療機関案内

○狛江消防署

○(3480)0119

○東京消防庁テレホンサービス

○042(521)2323

# インフォメーション

## 催し

■文化のつどい人形劇「KAPA合同公演」

〔日時〕12月8日(日)開場午前10時15分 開演10時30分(演目)

①よくばりこぐま②ヤン助とヤン助とヤン助③リョウちゃん

の誕生日プレゼント④ショートショート(定員)250人(無料)(申し込み)11月25日(月)午前9時から中央公民館窓口で入場整理券を配布

〔問い合わせ〕中央公民館(3488)4411

■オーケストラのメンバーとともに歌を楽しむ会

〔日時〕12月7日(土)午後2時～3時30分(演奏)狛江フィルハーモニー管弦楽団(曲目)クリスマスソング等(定員)60人(無料)

〔申し込み・問い合わせ〕野川地域センター(3480)2211へ。

### ■こまえ楽市

〔日時〕11月24日(日)午前10時～午後3時(場所)市役所前市民ひろば(出店受付)店舗・フリーマーケットとも16日・17日

**お知らせ**

■野川地域センター利用者懇談会・自衛消防訓練

〔日時〕12月2日(月)午前9時30分(1月分一括調整終了後)

〔問い合わせ〕野川地域センター(3480)2211

■就職面接会の参加事業所

12月18日(水)午後エコールマホー展示多目的室で開催する就職面接会に参加希望の事業所を募集します。求人情報も受け付けます。

〔問い合わせ〕ハローワーク府中事業所部門(042)(336)8609

■第28回「新春の集い」出演者

平成15年1月19日(日)エコールマホールで開催する「新春の集い」の出演者を募集します。

〔申し込み・問い合わせ〕11月20日(水)までに狛江市文化協議会・佐藤(3489)0946へ。

■ボランティア

喫茶「いちよう」毎週土曜日午後2時から1時間程度(相談可)原則高校生以上

〔問い合わせ〕特別養護老人ホームこまえ苑(3489)20

**セミナー**

■消費生活市民講座(施設見学)

〔日時〕11月28日(木)午前9時市役所バス庫前出発(場所)千成産業(リサイクル肥料製造工場)・川越市内菓子屋横丁、蔵造りのまち(人員)先着50人(参加費)無料(昼食代は実費)

〔申し込み・問い合わせ〕産業生活課へ。

■便利なマイバックを作ろう

〔日時〕11月27日(水)・28日(木)両日とも午前10時～正午・午後2時～4時(会場)ピン・缶リサイクルセンター(定員)各回とも10人(定員になり次第締め切り)(持ち物)はさみ・鉛筆・定規(参加費)無料

〔申し込み・問い合わせ〕11月15日(金)午前9時から清掃課または(3488)5300へ。

■狛江駅北口問題を考える市民の会・景観・デザイン等分科会

〔日時〕11月21日(木)午後7時から(場所)中央公民館

〔問い合わせ〕綱山(3480)6792

### ■若葉会食会

〔日時〕12月3日(火)正午から会場あいとびあセンター(会費)500円(対象)70歳以上(先着50人)

〔申し込み・問い合わせ〕藤田(3480)2640へ。

■知って得するパートタイマー  
基礎セミナー&相談会

セミナー ①労働基準法の基礎を知ろう(採用から退職まで)

【講師】江上千恵子さん(弁護士) ②パートの社会保険・税金について知ろう(雇用保険・健康保険と税金)【講師】和田満さん(社会保険労務士)【日時】11月29日(金)①午前10時～正午②午後1時～3時 相談会 労働問題全般・雇用保険・年金・健康保険・税金等の相談に応じます。

【相談員】中村千穂さん(税理士)、府中公共職業安定所、府中社会保険事務所、八王子労政事務所【日時】11月29日(金)午後3時～5時

【会場】エコルマホール展示多目的室(定員)先着50人(無料) 職業紹介はありません。 【申し込み・問い合わせ】産業生活課へ。

■就職活動中の方・就職活動セミナー

【日時】11月23日(祝)午後2時～4時(会場)4階特別会議室 【テーマ】再就職を成功させる

【講師】武田邦彦さん(社)中高年齢者雇用福祉協会主任講師(定員)先着30人(11月22日(金)までに事前申込) 「就職情報提供コーナー」を開設中 【申し込み・問い合わせ】産業生活課へ。

■いきいき広場「万華鏡をつくろう」

【日時】11月30日(土)午前10時～正午(対象)市内在住の小・中学生(定員)先着20人(費用)

200円(材料費)

【申し込み・問い合わせ】11月18日(月)午前9時から中央公民館または(3488)4411へ。

■狒(青年教室)天文教室

【日時】12月5日・12日・19日・26日全4回(各木曜日)午後7時～9時【講師】河原都夫さん(和泉短期大学講師)(定員)20人

【申し込み・問い合わせ】11月18日(月)午前9時から中央公民館または(3488)4411へ。

■趣味実用講座「手織りに挑戦」

【日時】11月30日・12月7日・14日・21日(各土曜日)午後1時～3時【講師】西方京子さん(手織り工芸作家)(定員)15人

【持ち物】はさみ・筆記用具・36×56cmの織り機を入れる袋・物差し・エプロン(費用)1,500円(糸・織り機代)

【申し込み・問い合わせ】11月18日(月)午前9時から中央公民館または(3488)4411へ。

■なんぶ木版画教室「手づくりの年賀状を作りませんか」

【日時】11月30日(土)・12月7日(土)午後1時～5時【講師】金子嘉一さん(定員)先着20人(持ち物)筆記用具・彫刻刀(費用)500円(材料費)

■就業支援講習

60歳以上で狒江市シルバー人材センターに新規入会できる方、若干名 【申し込み・問い合わせ】育児

支援(12月17日締め切り)、エアコンクーリング(1月17日締め切り)東京都高齢者事業振興財団(5211)2327へ。

■子どもボランティアスクール

12月「手話歌をつくらう」 【日時】12月7日(土)午後1時30分～3時30分(場所)あいとびあセンター【対象】小学生30人(無料)

【申し込み・問い合わせ】こまえボランティアセンター(3488)0294へ。

■あいとびあカレッジを開設

開講記念講演【日時】12月2日(月)午後7時～9時【内容】①「ボランティア・セクターの役割と学習活動」宮城孝さん(あいとびあカレッジ学長)②「あいとびあのこと」佐藤正さん(社会福祉協議会会長) 総合コース【日時】12月2日～3月3日全10回(各月曜日)午後7時～9時(受講料)3,000円

(社協会員は2,000円)【申込方法】メール(kvac@ss3.ocv.ne.jp)または(3488)0294 課題別コース【日時】12月5日～平成15年2月20日全10回(各木曜日)午後2時～4時、その他実習3日間(受講料)無料【講師】精神科医・学識経験者・当事者の方・精神保健施設職員など【対象】市内在住・在学・在勤者、または市内でのボランティア活動を行う者(定員)20人(締め切り)11月26日(火)までに社会福祉協議会 会場はすべてあいとびあセンター 【問い合わせ】こまえボランティア

イア・センター(3488)0294

■高齢者よろず相談

【日時】12月9日(月)午後1時30分から 10日(火)午前10時から 各1時間30分程度(会場)こまえ苑

【申し込み・問い合わせ】在宅介護支援センターこまえ苑(3489)2417へ。

■「高齢者の仕事」特別相談会

【日時】11月26日(火)午後1時30分～4時(会場)中央公民館 【対象】市内在住の55歳以上の方

【問い合わせ】シルバー人材センター(3488)6735

スポーツ

■親睦バレーボール大会

【日時】12月1日(日)午前9時30分から「競技内容」女子9人制「競技方法」リーグおよびトーナメント戦(参加費)1チーム2,000円(出場資格)市内在住・在勤・在学・在クラブ先着5チーム

【申し込み・問い合わせ】11月25日(月)までに上和泉地域センター(3489)9101へ。

■平成14年度狒江市卓球連盟後期登録および追加登録受付

登録は団体の男女別(登録手

1ムの本拠地狒江市、異性は3人まで登録可)および個人(市内在住・在勤・在学者)(年度登録料)1団体4,000円、個人1人500円

【申し込み・問い合わせ】11月30日(土)までに卓球連盟・秋元(3489)4559へ。

■第13回市民スボレク「ボウリング大会」



【日時】12月8日(日)受付開始午後6時、試合開始午後6時30分(会場)調布スポーツセンター(参加費)中学生以上2,000円、小学生1,800円(貸し靴代別)(資格)市内在住・在勤・在学者(定員)先着70人

【申し込み・問い合わせ】体育協会(3480)6211へ(11月21日(木)を除く平日の午後1時～4時)。当日受付不可。

■スキービデオ上映会

【日時】11月28日(木)午後6時30分～9時(会場)中央公民館(無料)

【問い合わせ】スキー協会・高橋(3488)8141(午後7時～10時)

子育て

和泉児童館

(3480)1441

■幼児のつどい 毎週木曜日午

前11時～正午 11月21日「どんぐりひろい」28日「みのむしさん」【対象】幼児(保護者同伴) ■子ども映画会「はたの墓」【日時】30日(土)午後3時から

■ドッジボール大会 低学年【日時】18日(月)午後4時から 高学年【日時】22日(金)午後4時から

■おりがみ教室「クリスマスのかざりづくり」【日時】26日(火)午後3時～5時【対象】小学生 ■やきいも大会【日時】30日(土)午後2時から【対象】小学生から(費用)無料【申込方法】15日(金)から窓口

子ども家庭支援センター (5438)6606

■先輩お母さんと一緒にグループディスカッション 1歳児 11月25日(月)午前10時30分から 【対象】平成12年4月2日～13年4月1日生まれのお子さんの保護者 0歳児12月2日(月)午前10時30分から【対象】平成13年4月2日～14年4月1日生まれのお子さんの保護者(申込方法)15日(金)から電話または窓口

■たんぼのつどい みんなでリトミック【日時】12月6日(金)9日(月)午前10時30分から【対象】1歳～就学前児童(定員)各40組【申込方法】15日(金)から電話または窓口

■みんなであそぼう「やきいもほっかほか」11月30日(土)午前10時30分から【対象】乳幼児親子(費用)無料

駄倉保育園

(3489)2441

■園庭開放【日時】11月20日(水)午前9時40分～11時(雨天翌日)【持ち物】着替え・タオル等

狒江市どもの家 (3488)1231

■園庭開放【日時】11月21日(木)午前10時～11時(雨天中止) 多摩川保育園 (0424)(83)4667

■ハート二力演奏と園庭開放【日時】11月21日(木)午前10時～11時

図書館

■図書室おはなし会

【日時】11月25日(月)午後4時から(絵本)ぼくはあるいたまっすぐ・はしるるときゅうれつしや・かにむかし(おはなし)こがねのあしのひよこ(工作)ぼうしづくり

【問い合わせ】上和泉地域センター(3489)9101

■親子で楽しむおはなし会

【日時】11月30日(土)午前10時～正午(会場)岩戸地域センター【講師】藤田浩子さん(参加費)無料

【問い合わせ】狒江親子読書会・丸山(3430)3937

